

令和 7 年 5 月 2 6 日
監査委員協議会決定

令和 7 年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画

1 監査等の種類

定期監査及び行政監査

2 監査の対象及び日程

対象部等	日程	監査の範囲
企画部 財政部・固定資産評価審査委員会 議会 監査委員	■監査資料の提出 9 月上旬 ■予備監査① (事務局職員による) 10 月上旬～中旬 ■予備監査② (事務局職員による) 10 月中旬～下旬 ■本監査 10 月中旬～下旬 ■弁明、見解等の聴取及び監査結果の決定 10 月中旬～11 月下旬	令和 7 年度 4 月～7 月分 必要に応じて 令和 6 年度分
ぎふ魅力づくり推進部 環境部 女子短期大学 会計管理者	■監査資料の提出 10 月上旬 ■予備監査① (事務局職員による) 11 月上旬～中旬 ■予備監査② (事務局職員による) 11 月中旬～下旬 ■本監査 11 月中旬～下旬 ■弁明、見解等の聴取及び監査結果の決定 11 月中旬～12 月下旬	令和 7 年度 4 月～8 月分 必要に応じて 令和 6 年度分

対象部等	日程	監査の範囲
市民協働生活部	■監査資料の提出 12月上旬 ■予備監査① (事務局職員による) 1月上旬～中旬 ■予備監査② (事務局職員による) 1月中旬～下旬 ■本監査 1月中旬～下旬 ■弁明、見解等の聴取及び監査結果の決定 1月中旬～2月下旬	令和7年度 4月～10月分 必要に応じて 令和6年度分
子ども未来部 教育委員会	■監査資料の提出 1月上旬 ■予備監査① (事務局職員による) 2月上旬～中旬 ■予備監査② (事務局職員による) 2月中旬～下旬 ■本監査 2月中旬～下旬 ■弁明、見解等の聴取及び監査結果の決定 2月中旬～3月下旬	令和7年度 4月～11月分 必要に応じて 令和6年度分

3 監査の主な着眼点

(1) 定期監査の主な着眼点

ア 収入事務

- (ア) 調定事務の遅れはないか。
- (イ) 収納した現金の指定金融機関又は収納代理金融機関への入金が遅滞はないか。
- (ウ) 未収金の早期回収に努めているか。
- (エ) 収納金出納簿の未作成、記載漏れはないか。

イ 支出事務

(ア) 支出負担行為書の整理時期の遅延はないか。

(イ) 支出負担行為書の起案までの事務手続は適正に行われているか。

ウ 事務執行

(ア) 専決者の決裁を受けているか。

エ 財産の管理

(ア) 取得した備品が備品管理システムに記録されているか。

(イ) 車両管理簿に共済期間、車検期間、自賠責保険期間が記載されているか。

オ 事故の防止

(ア) 公用車による事故はないか。

(イ) 運転にあたり、有効な免許証の携帯を確認しているか。

(ウ) 施設管理の瑕疵による事故はないか。

(2) 行政監査の主な着眼点

事務事業が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとり、所期の目的を達成しているか。あるいはしようとしているか。

(3) 特に留意する事項

ア 市外出張に係る復命書

イ 個人情報の適正な取扱い

ウ 各課が所有又は使用している公用車の管理及び公用自転車を所有している課における対応状況等

4 監査の主な実施手続

実査、帳簿突合、計算突合、質問、閲覧

5 実施場所

(1) 予備監査

監査委員事務局及び必要に応じて各部等

(2) 本監査

原則として監査室

6 監査の担当者及び事務分担

事務局で別に定めるものとする。

7 その他

本計画により難しい事情が生じた場合は、監査委員の合議により変更又は新たに定めて監査を行う。